

## 第 193 回 公益社団法人富山県医師会臨時代議員会議事録

1. 開催年月日 平成 29 年 3 月 23 日 (木)
2. 場 所 富山市蜷川 336 番地  
富山県医師会館 4 階会議室
3. 代議員定数 41 名
4. 出席代議員 41 名

1 番	藤森 正記	2 番	石坂 龍典	3 番	青山 圭一
4 番	角谷 直孝	5 番	毛利 英満	6 番	熊木 健雄
7 番	島田 一彦	8 番	吉山 泉	9 番	予備代議員 吉田 誠
10 番	石田 陽一	11 番	大西 仙泰	12 番	八島 省吾
13 番	加納 滋	14 番	河上 浩康	15 番	土田 敏博
16 番	高橋 英雄	17 番	片山 寿夫	18 番	清水 一夫
19 番	八木 信一	20 番	鈴木 伸治	21 番	長井 正樹
22 番	川端 雅彦	23 番	松本三千夫	24 番	市田 露子
25 番	予備代議員 嶋尾 智	26 番	木田 和典	27 番	高橋 徹
28 番	北林 正弘	29 番	藤田 一	30 番	予備代議員 成瀬 隆倫
31 番	金粕 浩一	32 番	田中 功	33 番	吉田耕司郎
34 番	予備代議員 酒井 成	35 番	炭谷 哲二	36 番	高木 義則
37 番	高嶋 達	38 番	金井 正信	39 番	杉下 尚康
40 番	矢島 眞	41 番	井上 徹		

### 5. 出席役員

会 長	馬瀬 大助			
副 会 長	泉 良平	小関 支郎	村上美也子	
常任理事	種部 恭子	南里 泰弘	堀地 肇	長谷川 徹
	井川 晃彦			
理 事	道振 義治	清水 康一	金子 敏行	渡辺 多恵
	平野八州男	長田 拓哉	河合 晃充	
監 事	大橋 直樹	佐藤 英敏		
顧問税理士	金山 順一			

6. 職務のために出席した事務局職員

事務局長 了安 仁 他 6 名

7. 報 告

- 1 平成 29 年度事業計画の件
- 2 資金調達及び設備投資の見込みの件

8. 議 事

第 1 号議案 平成 29 年度富山県医師会予算の件

第 2 号議案 平成 29 年度富山県医師会会費賦課徴収の件

第 3 号議案 公益社団法人富山県医師会定款並びに定款施行規則改正の件

第 4 号議案 公益社団法人富山県医師会会費賦課徴収規程一部改正の件

9. 開 会 午後 7 時 30 分

**開会の宣言**

議長（島田）ただ今から、第 193 回富山県医師会臨時代議員会を開会いたします。議事日程に先立ち事務局に出席者を確認させます。

（出席者の確認）

確認の結果、代議員定数 41 名に対し、ただ今のところ出席者は 36 名でございます。過半数に達しておりますので、会議は成立いたします。初めに馬瀬会長のご挨拶をお願いいたします。

**会長挨拶**

会長（馬瀬）こんばんは。お忙しい中、夜分お集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日は臨時代議員会ということで報告事項二つ、29 年度の事業計画の案、資金調達及び設備投資の見込みの件、この二つが報告事項としてあがっております。議案としましては、四つあがっております。予算の件、会費賦課徴収の件、定款並びに定款施行規則改正の件、4 番として、会費賦課徴収規程一部改正の件、四つ議案が上がっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議事録署名委員指名**

議長（島田）議事に入る前に、本会定款第 27 条の定めにより、議事録署名委員 2 名を指名することになっております。慣例により、議長から指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（島田）ご異議が無いようですので、指名いたします。

6 番 熊木健雄先生

40 番 矢島 眞先生 をお願いいたします。

### 報告：29 年度事業計画に関する件

議長（島田） それでは、議事に先立ち、理事者から報告をお願いいたします。まず、「報告 1 平成 29 年度富山県医師会事業計画の件」について、理事者から報告をお願いいたします。

会長（馬瀬） 平成 29 年度富山県医師会事業計画の件。非常に長くなりますので、事前にお配りしてございますが、まず、前段の部分だけ読ませさせていただきます。

日本人の 3 人に 1 人が高齢者という時代が到来しました。さらに、高齢者の 4 人に 1 人は認知症になると想定されています。したがって、求められる医療体系は CURE だけでなく CARE にも踏み込んだものとなり、医療機関完結型から地域完結型医療へと役割を変化させながら、拡大してきています。地域包括ケアシステムはまさしくそうしたものを包括した構想ですが、これを国は費用の削減をも図りながら構築しようとしています。まず、その中核をなすと考えられる地域医療構想ですが、この 3 月によりやく富山県の構想が策定されました。しかし、これはどこまでも机上の計画であることや、4 医療圏での 1 年ごとの進捗状況や地域事情の変化を考慮しなければなりません。急激で無理な改変では医療崩壊をきたすおそれがあります。今後、注意深く見守らなければなりません。医療費に向ける財源が乏しいことは理解できても、現場で対応するわれわれ医療人は、医療や介護を求める人々に過不足なく公平にその恩恵を提供しなければならないと認識しています。ここに知恵と工夫が要求されています。医療や福祉の世界にこれ以上の格差を持ち込ませてはならないという信念を堅持するとともに、医療界だけでなくすべての国民の理解と協力を得るべく努力してまいります。一昨年 10 月より始まった医療事故調査制度ですが、昨年 6 月の制度改正を経て今日まで来ております。全国的に医療事故調査等支援団体連絡協議会の重要性が認識されており、特に地域医師会がその中心となって公明正大に活動していることへの評価が高まっています。国民に医療を安心して受けていただける体制づくりに今後も邁進してまいります。日本は未だどの国も経験していない少子高齢の世界に突入し、財政的にも経済運営の上からも困難に直面しています。このような情勢の中、我々は世界最高の医療水準を堅持しながらもなお安価な費用負担のままで国民に医療を提供し続けています。国民皆保険により守られた平等で安価な日本の医療は国民の求める社会保障の中で第一にあげているものです。これを守らなければ平

成 25 年 6 月 23 日に制定した日本医師会綱領に背くこととなります。富山県医師会では財務の厳しい中であっても、県民の安心安全な医療を守るため以下の事業をひとつひとつ誠実に、丁寧に、積極的に実行してまいります。

1. 医の倫理の向上、2. 学術・生涯教育推進、3. 新専門医制度への対応、4. 医療事故調査制度および医療安全の向上への取り組み、5. 医療制度改革、地域医療構想への取り組み、6. 勤務医部会活動の推進による医師会活動の活性化、7. 男女共同参画の推進、8. 在宅医療の推進および介護への対応、9. 救急・広域災害医療対策、10. 地域保健・健康教育の推進、禁煙活動の推進、11. 感染症対策および環境保健の向上、12. 母子小児保健・成育医療の推進、13. 学校心臓検診事業の実施、14. 自殺予防および精神保健・障がい者福祉医療向上への取り組み、15. 社会保険の適正な運用、16. 富山県における臨床研修医対策、17. 産業保健・健康スポーツの推進、18. 特定健診等公衆衛生の向上への取り組み、19. 病院・有床診対策事業、20. 共同利用施設・臨床検査精度管理事業、21. 母体保護法指定医師の指定及び研修、22. 治験事業の推進、23. 労災・自賠責対策、24. 医療を担う人材の確保・育成・資質の向上、25. 死体検案研修会、26. 広報活動の推進、広報誌の発行、27 番にこのあと予算のほうでお示ししたいと思いますが、27 番に「医師会の将来構想の検討」これを予算書の中に盛り込んでまいります。よろしく願いいたします。

議長（島田）ただ今の報告に関して質疑をお受けいたしますが、発言される方は挙手のうえ、議席番号とお名前をお願いいたします。ご質問はございませんか。

ご質問が無いようでございますので、「報告 1 平成 29 年度富山県医師会事業計画の件」を終わります。

#### **報告：資金調達及び設備投資の見込みの件**

議長（島田）次に、「報告 2 資金調達及び設備投資の見込みの件」について、理事者からのご報告をお願いいたします。

常任理事（堀地）報告させていただきます。総務・財務を担当しております堀地です。今期におきましては資金調達の見込みについては特に予定はしておりません。設備投資の見込みについても期中に重要な設備投資の予定はございません。以上ご報告申し上げます。

議長（島田）ただ今の報告に関して質疑をお受けしますが、発言される方は挙手のうえ、議席番号とお名前をお願いいたします。ご質問はございませんか。

ご質問が無いようでございますので、「報告 2 資金調達及び設備投資の見込みの

件」を終わります。以上で報告を終わり、議事に入ります。

## 29 年度予算に関する件

議長（島田）「第 1 号議案 平成 29 年度富山県医師会予算の件」を上程します。理事者の説明をお願いいたします。

常任理事（堀地）では、予算書についてご説明申し上げます。この議案書の 13 ページをお開きください。この予算書 13 ページには全体を見渡した正味財産増減計算書内訳表が載っております。まず収入としましては、公益目的事業として 1 億 8472 万 1800 円、収益事業としまして 4048 万 1 千円、法人会計として 5169 万 8200 円、合計の 2 億 7690 万 1 千円を見込んでおります。また、支出としまして経常費用のところをご覧ください。ずっと下の方です。公益目的事業としては 2 億 649 万 6033 円、収益事業としては 3346 万 7154 円、法人会計としまして 4697 万 1121 円を見込み、支出の経常費用合計が 2 億 8693 万 4308 円となっております。またこのほかに、下から三段目にありますように、寄付金を 500 万円受け取る予定になっております。それらを含めまして、正味財産期末残高はマイナス 683 万 4808 円となっております。では、内訳についてご説明させていただきます。予算書の 21 ページをお開きください。まず、会費収入としまして、A 会員で 7491 万円、B 会員 1840 万 4 千円、C 会員 37 万円を計上しております。そのほかに入会金も合わせまして、会費収入は 9683 万 4 千となっております。これは事業活動収入に対して比率は 34.4%と考えております。大体 3 分の 1 ほどが会員の先生方からの会費でいただいております。そのほかはいろいろな補助金、県からの委託事業、日医からの補助金などで賄われております。では、次のページお願いします。22 ページです。新たな事業と少し大きな変更のあったものだけご説明させていただきます。委託事業収入の 5 と書いてあるところ、在宅医療推進加速化事業業務受託費、これが 1150 万円と入っております。今後いろんな在宅医療支援センターの取り扱いが変わることによって富山県から予算が出てきたもので、29 年度新規となります。この 1150 万円のうちの 50 万円は県医師会の事務費となっております。1100 万円が各郡市医師会の事業費となっております。下の方に行きまして、8 番、9 番、10 番、11 番目のあたりは、かかりつけ医うつ病対応力向上研修とか、かかりつけ医依存症対応力向上研修とか、認知症等の心の問題に関するいろいろな事業を研修会として県から受託しております。それから一番下のほうに行きまして、4. の補助金収入の中で、23 と書いてあるところ、女子医学生定着支援事業補助金、これは、27 年度は 300 万円、28 年度は一度 40 万円に減らされたのですが、知事の

ご理解も得まして 200 万円と増額されております。次のページ 23 ページに行きます。23 ページの一番上の段、34 のところ。医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所助成金、これは、今まで日医から 52 万円来ておりましたのが、高岡市医師会看護学校が医師会立でなくなったことから 42 万円に減らされております。それから 5. の固定資産賃貸収入。ここにありますように、会館には医療福祉基金と臨床検査技師会が入っております、それぞれ賃貸料をいただいております。また駐車場賃貸料として、富山城南会ととやま健康生きがいセンターにそれぞれ駐車場をお貸ししております、このような収入が入っております。医師会の財産としてこのような駐車場を持っているわけですが、これに関してはもし将来的には処分することもありうるかなど、タイミングを見て売却ということもあります。それでは次、24 ページのほうへお願いします。24 ページに雑入というところがありますが、富山県医学会協賛金、これは富山県医学会がだんだん拡大してきてかなり費用がかかります。大体 120 万ほどかかるんですが、医師信用組合、医師協同組合の方からご協力を得ましてその費用を賄っております。また、つい先日行われた今年度の県医学会からはスポンサーをつけずに医師会と関連団体の費用で賄っております。それから、診療報酬改定説明会会場負担金が東海北陸厚生局から 8 万円入ってくるようになっております。これは次回が改定年に当たりますために、このように共同で行うことになっております。25 ページの一番下のほう、寄付金収入、これは数年前から毎年富山県医師信用組合から会館建設という特定の目的に充てる寄付金として 500 万ずついただいております。次のページ、26 ページに行きます。ここからは事業活動支出でして、主な活動についてご説明申し上げます。まずちょうど真ん中のがん学術セミナーのすぐ下ですけれども、重要なものとして、郡市医師会学術講演会補助金、それから医会学術講演会補助金、これは規程を改定しまして現在このようにやって、各郡市医師会及び各医会にはこの予算がフルに使われることを願ってこのように予算をつけております。それから、県医学会費は大体 120 万ほどかかる予定です。次の 27 ページに行きます。日医かかりつけ医機能研修制度研修会が 1 回予定されています。一番下のほうに行きまして、医療安全・医療事故防止対策事業費、最近この費用が少し大きくなっておりまして、まず、医療安全対策として、医療安全研修会を年 4 回やっております。これに関しましては、富山県の補助をいただきましてその費用の中で行っております。それからその真ん中にちょっとあります、医療安全個別コンサルタント料に関しましては、いろいろな問題が起こった時に弁護士の先生の

助言を受けて医師会としての方向性を決めております。それに関する費用と考えております。それから、医療事故調査対策費。これは補助金が来るものではなく、医療事故調査制度は富山県内のものに関しては、富山県医師会が中心になって動いています。その費用として運営委員会とかホットラインの待機とかいろいろありまして、合計の費用が大体 220 万ほど支出されております。これに関しましては今後も重要で拡充しなければならないと考えております。28 ページに行きます。28 ページの医の倫理向上対策費。倫理ということが盛んに言われておりますが、セミナーを予定しております。また、母体保護法指定事業費。これにつきましては、法律上制度づけられた富山県医師会の重要なシステムでありまして、これにつきましてもきちんとやらなければならないと考えております。29 ページの一番下のほうへ行きます。富山県在宅医療支援センター事業費、これは現在も続いておりまして大体年間予算が 1170 万ほどで運営されております。次のページに行きます。30 ページ。先ほども言いました、在宅医療推進加速化事業費。郡市医師会の在宅支援センターの活動を推進するという費用で、これが 1100 万円の支出を予定されています。それから、31 ページに行きまして、がん登録事業が 0 になっております。これは平成 28 年 1 月から全国がん登録事業に移行したためにこの費用は計上しないこととなりました。次、32 ページにいけます。32 ページの上の方で、ペーパーレス会議用 iPad 代 2 台と書いてあります。これは、のちほど定款改正のところで説明させていただきますが、役員の名増を予定しているためです。それから次の、精神保健・障がい者福祉医療対策費、これも先程言いましたように、いろんなかかりつけ医の認知症、依存症、それからうつ病等の研修会が盛んにおこなわれておりますが、その費用ということであります。それから飛びまして、34 ページ。学校心臓検診事業費に関しましては、少し単価が変更になっておりますので、少しだけ金額が変更になっております。その次のページ、産業保健研修会費。これは平成 28 年度は 8 回行いました。一応 8 回～9 回行う予定にしております。このうちかなりの部分に関しましては、産業医学振興財団から補てんされております。それから、36 ページに行きます。女性医師支援相談窓口事業、それから女子医学生の定着支援事業。富山大学は非常に女性医師が多いので、このように女性医師に少しでも働いていただきたい、それから定着していただきたいということで、一生懸命事業を行っております。37 ページ。こちらの高看・准看護学院対策費の変更にしましては、高岡市医師会立看護学校が移管されるためということです。次の 38 ページに行きます。38 ページの真ん中のほうに、バック

ナンバーメディア（CD-R）代、それから日医 Lib 認証設定費用、日医 Lib 掲載用ファイル作成費というのがあります。会員の先生方には日医 Lib を使っておられる方もおられると思いますが、日医 Lib には日本医師会の雑誌、特集号、それからいろいろな発行物、それと今のところ全国で6カ所ほど出てますけど、都道府県医師会の会報が掲載できるようになっています。今年の4月1日号からこちらの方に富山県医師会も掲載させていただいて、全国的に見ることができるようになります。そのための費用と、それから、バックナンバーメディアというのは、昔製本していたんですけども、今製本する業者がなくなって非常に高価になってきましたので、医師会報を製本する代わりに電子化データとして残すための費用というふうにお願いします。今まで9年分が製本されていなかった分があるので、来年度その電子化を一気にやろうと思っております。それから39ページ。7. 負担金・助成金の賛助会費・負担金の一番上にあります会費納入交付金。これは、県医師会の会費を集めるにあたりましては郡市医師会のお手を煩わせております。そのために、県医師会会費納入交付金として納入された会費分の3%、それから早期納入奨励金として4%を郡市医師会のほうに支払っております。次に41ページ、事業活動支出の管理費のところへ参ります。定款が承認されましたら、理事1名、監事1名が増員されますので、その報酬が変えてあります。また、税理士等報酬のところ顧問弁護士報酬とあがっておりますが、現在全般の弁護士、それから医療事故や医事紛争などの弁護士としてこのように二人の弁護士の先生に日頃からいろいろご相談申し上げております。それらを含めまして43ページのほうへお願いします。43ページにありますように、事業活動収入計が2億8190万1千円、事業活動支出が2億5733万3千円となっております。それから44ページをご覧ください。投資活動収入ですが、昨年度までは、投資活動収入は郡市医師会貸付金戻り収入が835万7千円ありましたが、富山市医師会の分が終了しましたので、今後は335万7千円となります。これも間もなく終了予定となっております。それから次に投資活動支出のほうをご覧ください。資産取得資金積立金、現在医師会本体の積立金としましては減価償却積立金が1億3600万円ほど、資産取得積立金が2億3千万円ほど、運営資金積立金が1億円ほどございます。これらの利息としてこのように費用が計上されております。また、減価償却分として2000万円積み立てる予定となっております。それから一番下の固定資産支出の設備費のほうをご覧ください。会館の修繕にかかる費用として非常用発電機バッテリー取替、鉛電池取替、椅子代とありますが、それ以外が一番下のほうに、会館

建築基本構想諸費用というので今年度 600 万円計上してあります。これにつきましては、会館建設のいろいろな検討を始めるにあたり、できれば大体の概略の基本構想までたどりつけばいいのではないかと考え、このように計上してあります。ただしそのためには、医師会だけでなく、医師会関連団体とも相談させていただいて、例えば、スペースはどれくらい必要なのかとか、いろんなことをこれから決めていかなければなりません。それらがある程度目途がつきましたら、どれくらいの大きさのものが必要かとか、どの程度の広さのものが必要かというあらゆる構想をたてたいと考えております。今年度中にたどり着ければ、その後の検討の弾みになるのではないかと考えております。これは一応費用の想定が 12 億以下としその 5%ということできりあえず 600 万円となっていて、きちんと精査された金額ではありません。46 ページお願いします。以上を持ちまして、事業活動収入と投資活動収入の合計が 2 億 8525 万 8 千円、それからそれぞれの支出を合わせたものが 3 億 418 万 8 千円となって、予算上は、1893 万円のマイナスとなっております。ただ、最終的にはこれを黒字に持っていく予定でして、いろんな予算計上、それから補助金事業等との絡みもありまして予算段階ではそれぞれの費用を最大限に見積もってスタートしなければならぬために支出のほうは少し大きく膨らむこととなっております。以上、予算案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（島田）ただ今の説明について質疑をお受けしますが、発言される方は挙手のうえ議席番号とお名前をお願いいたします。なお、発言は議案以外にわたらないようにご協力をお願いいたします。ご質問はございませんか。ご質問が無いようですので、採決いたします。第 1 号議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（島田）全員賛成でございますので、「第 1 号議案 平成 29 年度富山県医師会予算の件」は、原案どおり可決されました。

### 29 年度会費賦課徴収の件

議長（島田）続きまして、「第 2 号議案 平成 29 年度富山県医師会会費賦課徴収の件」を上程します。理事者の説明をお願いします。

常任理事（堀地）はい、では、2 号議案につきまして説明させていただきます。平成 29 年度富山県医師会会費賦課徴収の件ですが、これについては今まで通りで変更はございません。A 会員 11 万円、B1 会員 4 万 4 千円、B2a 会員 2 万 4 千円、B2b 会員

1万2千円、B3の研修医は0円、それからC会員は1万円です。よろしくお願  
い  
します。

議長（島田）ただ今の説明について質疑をお受けいたしますが、発言される方は挙手のう  
え、議席番号とお名前をお願いします。なお、発言は議案以外にわたらないよう  
にご協力をお願いいたします。ご質問はございませんか。

ご質問がないようですので、採決いたします。第2号議案を原案のとおり決定す  
ることにご賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（島田）全員賛成でございますので、「第2号議案 平成29年度富山県医師会会費賦  
課徴収の件」は原案通り可決されました。

続きまして、「第3号議案 公益社団法人富山県医師会定款並びに定款施行規則改  
正の件」「第4号議案 公益社団法人富山県医師会会費賦課徴収規程一部改正の件」  
は、それぞれ関連がありますので、本会代議員会議事運営規程第11条の規定によ  
り、一括して上程いたします。理事者のご説明をお願いします。

常任理事（堀地）はいでは、第3号議案 公益社団法人富山県医師会定款並びに定款施行  
規則改正の件についてご説明申し上げます。変更点だけ説明させていただきます。  
今回の定款変更は、主にまず、各郡市医師会すべてから代表者が県医師会理事会  
に出れるようにするというので理事・監事定数を変更しております。これによ  
って、会員数とそれぞれの理事・監事のバランスが取れるようにと考えておりま  
す。もう1点は、予算を代議員会承認事項から報告事項に変更させていただきま  
す。県内の各郡市医師会におきましては、11郡市医師会中9郡市医師会は報告事  
項、2郡市医師会は承認事項となっております。法人法上は、基本的には予算に  
関しては報告事項、決算に関しては承認事項となっております、それに合わせ  
る意味もあります。そのほか一部実情に合わせて、変更させていただきたいとこ  
ろもありますので、説明させていただきます。まず、富山県医師会定款新旧対照  
表をご覧ください。まず1ページ目。「この法人は」となっているのを「本会は」  
に直させていただきます。これは一般的にこのようになっております。2ページ  
目をお願いします。これに関しましてはまず、事業。これは一番重要などのような  
事業を行うかということですが、「医道の高揚に関する事」となっていたのを「医  
療の倫理に関する事」に変更を提案させていただきます。これは医道の高揚と  
いうのも非常に重要なことですが、一般的にちょっとわかりにくくなってくるよ  
うなことと、いろいろな医療を語られる場で倫理という言葉が盛んに出てくるよ

うになってきていて、まずその医療の倫理という対外的にもわかりやすい言葉をまず真っ先に持ってきたということもあって、「医道の高揚」を「医療の倫理に関すること」と変更しました。それから8番目に、「医療の安全に関すること」、これは医療安全のみならず医療事故調査とかそういうものを含めて非常に重要性が増していますので、「医療の安全に関すること」というのを追加させていただきました。次は3ページ目、「第6条 本会の会員は富山県内郡市医師会の会員でなければならない。」これは実質上は何も変わりませんが、前は、郡市医師会の会員でなければならないというのを富山県内に限定しました。それから「第7条 本会に入会しようとする者は、所属する郡市医師会を経て、本会に所定の届け出をし、理事会で承認を受けるものとする」。今までは、入会に関しては一切の承認とかはありませんでしたので、一応承認事項を追加しました。それから「3会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。」やめた場合にも基本的には義務はなくなるけれども、もし債務等が残っていれば、それは消えないということだけを単に明確化しただけです。次4ページ目をお願いします。4ページ目の第8条の4に行かせていただきます。「会員が、正当な理由なく会費及び負担金の支払い義務を1年を超えて履行しなかったときは退会とする。」これは会費未納による退会規程を作りました。現在までは裁定委員会にかけて除名処分にするしかなかったのですが、なかなか裁定委員会を開くことも大変ですし、それからそれによって除名となると社会的ダメージも非常に大きいので、いわゆる中間の処分という感じで会費の未納が続けば退会していただく、自動的に退会していただくことにしました。1年を超えてというのは、例えば今年度、平成28年度の会費は平成28年度の3月31までに支払い義務があります。そうすると、1年たつと来年度の3月31日をさらに超えてということで、中に完全に1年を挟めば自動的に4月1日から退会ということにさせていただきたいと考えております。それから、次は5ページ目、第13条。「会長は、会員について次の各号の1に該当するとき、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告、会員資格の停止又は除名の処分をすることができる。」今回は「会員資格の停止」という中間の処分として盛り込みました。これはどういうことかといいますと、戒告と除名処分の間があまりにも大きいということと、中には例えば、刑事事件で逮捕されたけれども最終的には無罪になるとか、あいまいな状況が多々起こりうる可能性が出てきているということで、そのあいまいな状況に陥ってしま

ったときは、その時々状況を見て会員資格の停止をして、結論がきちっと出た時点で改めて処分するとか、そういう道を作るという主旨がございます。それから次のページの6ページ目の一番下です。代議員の選出。「代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該郡市医師会は、すみやかに後任の代議員の選出を行うものとする。」今までは代議員の選出はどうするかというのは規定がなかったんですけども、すみやかにというのは大変あいまいな言葉ですが、なるべく早めに補充をしてくださいということで、このような規程を作っております。次、9ページ目行きます。9ページ目の代議員会の権限のところ、代議員会の権限の(2)に予算に関する事項というのが入っていたんですが、それを削除することとさせていただきたいと思います。年度途中で補正予算とかいろんなことで県からいろんな事業が下りてきます。それから予算が決まった早々に事業が変更になることもありまして、本来はその都度代議員会を開けば一番いいのでしょうけども、それがなかなか難しいこともありまして、このような規定を盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。次、11ページ目、役員等。第29条「本会に次の役員を置く。理事18名以内、監事3名以内」これは1名ずつ増員となっています。これによって、役員選挙は全県一区の選挙ですけども、これですべての医師会から最低1名は富山県医師会の理事会に出席していただいて、いろんな意見を言っていたりとか、それから逆にいろいろな状況を持ち帰っていただいたりできるのではないかと期待しております。それから第33条の3、「会長は、理事のうち若干名を常任理事とすることができる。」これは誰が常任理事を決めるかという規定が不明確でしたので、このように明確にさせていただきました。第34条、「理事又は監事が任期途中で欠けたときは、別に定めるところにより、すみやかに補欠の選任を行うものとする。」これは、欠けるというのは、退任だけとは限りませんので、本当にいろんな状況で欠ける場合もありますので、そういうことも含めまして欠けたときと直させていただきました。それから第34条の3項、「前2項にかかわらず、役員全員が退任した場合には、理事及び監事の任期は第32条による新たな任期とする。」今までの規程をそのまま読めば、例えば任期2年のうちの1年を過ぎたところで役員全員が退任して再度選挙をしたとして残りは1年と読めますが、実際には法解釈上、すべてが入れ替わったと考えて、2年としてもいいという解釈と両方あるそうなんですけども、そこを明確にするために、役員全員が退任して選挙した場合には、新しい任期で始まったものと考えてことにしたいと思います。それからこの規程は、現在全国の医師会で日医の役員任期

と各都道府県医師会役員の任期をそろえつつあります。石川県もちょうど揃うところと聞いておりますが、この規程を使うと、役員全員が退任することによって、任期をそろえることも将来的には可能になります。そういう目論見もあって、このような条文を入れさせていただきました。それから第 39 条に「法人法第 112 条の規定にかかわらず、前項の責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。」責任を免除する議決というのは、役員の責任免除に必要なんですが、今までは、すべての会員の同意となっていたんですが、この富山県医師会の社員は法人法上は代議員の先生方が社員となっています。通常は社員すべての同意があれば責任が免除ということになっていますので、このように変更させていただきました。第 41 条の 4、14 ページです。「会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定める順序による副会長が理事会を招集する。」これはあらかじめ決まっていなとなかなか突然の災害時等に誰がトップに立つかというのがなかなか決まらないこともあるので自動的に決定できるようにこのように決めさせていただきました。それからちょっと飛びまして、16 ページ。裁定委員会、「第 2 項の委員の任期は、第 32 条（役員の任期）及び第 34 条（役員の補欠の選任）の規定を準用する。」と、裁定委員の任期は通常医師会の役員の任期に準じておりますので、同じような条文を入れさせていただきました。第 10 章、団体契約、第 51 条、「本会は、社会福祉、医療安全、会員福祉、社会保険及び公衆衛生等本会の事業に必要な事項について、団体契約を締結することができる。」これによって、医療関係すべてのことを富山県医師会が代表して契約できるようになっております。以上が変更点です。一番最後には、一部改正の施行日が入ることになります。それから次は、富山県医師会定款施行規則新旧対照表をご覧ください。簡単にご説明させていただきます。まず、入会・退会日、これはのちほど認められましたら、各郡市医師会の入会・退会の担当の事務局の方のように取り扱うか文書を出す予定にしておりますけれども、「本会への入会年月日は、定款第 3 条に定める郡市医師会に入会し、本会に送付された入会申込書に記載された入会年月日をもって入会年月日とする。」それから、「本会からの退会年月日は、前条に定める郡市医師会に退会手続きをし、本会に送付された退会届出書に記載された退会年月日をもって退会年月日とする。」として、郡市医師会で申込書に記載された日を優先して取り扱うこととしました。しかしこれが現実の日からあまりかけ離れることの無いようにお願いします。それから第 6 条。2 ページ目です。「会員が、正当な理由なく 1 年を超えて会費の納入を怠ったときは、

理事会の決議を経て退会とする。」ただし、…これはあくまで定款も正当な理由なくと但し書きしてありますので、ここで但し書きの内容を書いてあります。「ただし、正当な理由のある時は、納入されるまで会員資格を停止することがある。遡って会費を減免することはできない。」と決めさせていただきたいと思います。もし、正当な理由があれば、実際に納入されるまではお待ちしましょうということです。それから一番最後に、公益社団法人富山県医師会会費賦課徴収規程というのはこれ、一枚もので今日机の上にお配りしております。これは定款、定款施行規則の改定に伴って、第7条、「正当な理由なく1年を超えて会費及び負担金の納入を怠ったときは、本会定款第8条及び定款施行規則第6条により退会とする。」と合わせて変更させていただきました。以上が定款改定の提案です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（島田）ただ今の説明について、質疑をお受けしますが、発言される方は挙手のうえ、議席番号とお名前をお願いします。なお、発言は議案以外にわたらないようご協力をお願いします。ご質問ございませんか。

ご質問がないようでございますので、採決いたします。第3号議案、第4号議案を原案の取り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（島田）全員賛成でございますので、「第3号議案 公益社団法人富山県医師会定款並びに定款施行規則改正の件」「第4号議案 公益社団法人富山県医師会会費賦課徴収規程一部改正の件」は、原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。馬瀬会長からご挨拶をお願いします。

#### 会長挨拶

会長（馬瀬）議案にあげました4つの議案、すべてご承認いただきまして本当にありがとうございました。先ほど事業計画の中で申し上げましたように、医療情勢は勿論のこと、今の日本の国が置かれている状況は非常に厳しいと言わざるを得ません。どんなことが起きるやら全く先が見えない状況の中で我々は地域医療をしっかりとやっていかなければいけませんので、一生懸命事業を推進してまいりたいと思いますが、また先生方もいろいろなご協力、ご叱責、ご提案をいただけたらありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日は本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

### 閉会の宣言

議長（島田） これをもちまして、第 193 回富山県医師会臨時代議員会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

10. 閉 会 午後 8 時 15 分

平成 29 年 3 月 23 日

議 長

署名委員

署名委員